

境川河口部エリア整備に係る官民連携事業

検討業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年8月1日

浦安市 都市整備部 みどり公園課

1 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、市民がみどりと水辺に親しめる空間を創出するため、「境川河口部エリア整備に係る官民連携事業検討業務委託」（以下「業務」という。）の優先契約候補者の選定を行う公募型プロポーザルの実施に際し、その概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

境川河口部エリア整備に係る官民連携事業検討業務委託

(2) 業務概要

「境川河口部エリア整備に係る官民連携事業検討業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

15,521,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行場所

浦安市高洲九丁目の一部他

(6) 事務局

浦安市 都市整備部 みどり公園課 緑化推進係

TEL:047-351-1111(代表) 内線 18555

TEL:047-712-6728 (直通)

E-mail : kouen@city.urayasu.lg.jp

3 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとするが、速やかに浦安市入札参加資格者名簿に登録申請を行うこと。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた限度額内であること。
- (8) 国又は地方公共団体が発注する、Park-PFI やデザインビルド方式等の公園に係る官民連携事業の検討業務を過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に元請として完了した実績を有すること。

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 8 月 1 日(金)
質問の締切	令和 7 年 8 月 8 日(金) 午後 5 時
質問への回答	令和 7 年 8 月 20 日(水)
応募書類（企画提案書含む）の受付期間	令和 7 年 8 月 21 日(木) 午前 9 時から

令和7年9月3日（水）午後5時まで

（第1次審査）

第1次審査結果の通知 令和7年9月17日（水）予定

（第2次審査）

ヒアリングの実施 令和7年10月1日（水）予定

審査結果の公表 令和7年10月上旬予定

契約協議・契約の締結 令和7年10月中旬予定

5 応募手続

(1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和7年8月21日（木）から令和7年9月3日（水）午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「境川河口部エリア整備に係る官民連携事業検討業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2 概要（6）」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和7年8月1日（金）から令和7年8月8日（金）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和7年8月20日（水）から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和7年8月21日（木）から令和7年9月3日（水）（土日祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市 都市整備部 みどり公園課

エ 提出方法

浦安市ホームページから応募様式集をダウンロードし、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

応募書類については、全て A4 サイズ（A3 サイズの場合は、折込みとする。）とし、文字サイズは 11 ポイントを原則とする。表紙（様式 2）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、8 部（正本 1 部、副本 7 部）提出すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

（ア）参加申込書（様式 3）

（イ）会社概要書（会社概要、応募の理由等）（様式 4）

（ウ）会社業務実績書（過去 5 年間の同種業務の実績）（様式 5）

（エ）管理技術者経歴書（管理技術者の過去 5 年間の同種業務の実績等）（様式 6）

（オ）担当技術者経歴書（主たる担当技術者の過去 5 年間の同種業務の実績等）（様式 7）

（カ）直近 1 カ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の納税証明書（複写可、1 部は原本とすること）

（キ）実施体制（管理技術者や担当技術者等の配置、本業務を実施する人員数、各員の事務分担及び業務経験等を記載）（任意様式：A4 版 1 枚以内）

（ク）実施方針（業務目的の実現に向け、対象地の地域特性を踏まえ、業務全体の考え方や進め方を記載）（任意様式：A4 版 1 枚以内）

（ケ）業務工程表（任意様式：A4 版 1 枚以内）

（コ）企画提案書（任意様式：A4 版 6 枚以内）※ 1

(サ) 本業務の見積書（任意様式）

※1 企画提案書（任意様式：A4版6枚以内）の記載内容について

【テーマ①】「サウンディング調査」に関する提案や考え方について

- ・有効な調査手法・項目の内容について提案すること
- ・参加事業者から有効な提案を引き出す工夫について
- ・その他に必要な事項があれば記載すること。 等

【テーマ②】「事業スキームの検討・作成」に関する提案や考え方について

- ・整備、管理運営などの検討すべき事業条件を提案すること
- ・事業スキームの検討手法について提案すること
- ・その他に必要な事項があれば記載すること。 等

【テーマ③】創造提案について

- ・本業務の目的達成のため、業務内容に対して有効性が高いと考えられる独自の提案を記載すること。

6 第1次審査

(1) 第1次審査による選定

「境川河口部エリア整備に係る官民連携事業検討業務委託」プロポーザル方式等事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認し、提出された応募書類について、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき評価を行い、評価の高い第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了し、第2次審査に進むこととする。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。審査結果については、審査終了後全ての応募者に対し、通知するものとする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

7 第2次審査

(1) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年10月1日（水）予定

時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

管理技術者及び主たる担当技術者を含め4名以内とする。

ウ 選考時間

企画提案書等の内容に関する説明 20分以内（プロジェクターの使用可）及び質疑応答 10分程度の30分程度を予定とする。

エ 内容

提出した企画提案書等の記載内容を逸脱しない範囲とし、要点を簡潔にまとめたものとする。

オ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する）。

(2) 第2次審査による選定

「境川河口部エリア整備に係る官民連携事業検討業務委託」プロポーザル方式等事業者選定委員会は、提出書類及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を優先契約候補者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提出書類に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い

応募者と契約交渉を行う。

8 第2次審査の結果

審査結果については、第2次審査対象者に通知するとともに市ホームページで公表するものとする。

なお、優先契約候補者に選定された応募者は、市との協議により、委託内容を決定する。

9 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある場合は不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類等は、優先契約候補者の選定後、本市において破棄するものとする。ただし、希望者にはみどり公園課において返却する。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表1 第1次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
会社の概要	・応募の理由が明確で、熱意が感じられるか	10
会社の実績	・会社の過去5年間の同種業務の実績について	20
管理技術者の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者の有する資格(技術士(建設部門:都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画))について ・管理技術者の過去5年間の同種業務の実績について 	20
合	計	50

別表2 第2次審査の評価基準

	評価項目	評価内容	配点
技術力	管理技術者の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者の有する資格(技術士(建設部門:都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画))について ・過去5年間の同種業務の実績について 	10
	担当技術者の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる担当技術者の有する資格(技術士(建設部門:都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画))について ・過去5年間の同種業務の実績について 	10
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に遂行できる人員が確保され、役割分担が適切か 	5
ヒアリング・実施方針	説明・質疑対応	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が適切かつ簡潔であり、質疑応答は的確か 	10
	業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握しているか 	10
	工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容が網羅された業務工程表が示され、各工程の業務量と工程計画の整合が図られているか 	5
企画提案	テーマ① 的確性 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に有効な調査手法・項目が的確に示されているか ・参加事業者から有効な提案を引き出す工夫が示されているか ・提案内容が具体的で説得力があり、実現性が高いか 	20
	テーマ② 的確性 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・検討すべき事業条件が的確に示されているか ・事業スキームの検討手法が的確に示されているか ・提案内容が具体的で説得力があり、実現性が高いか 	20
	テーマ③ 的確性 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に有効な創造提案が、的確かつ具体的に示されているか 	10
合 計			100